○国土交通省告示第五百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狐川の二

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県笛吹市境川町大黒坂及び同市境川町前間田の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十九年国土交通省告示第九百十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°34′51.0564″	138°38′33.5142″
2	35°34′50.6832″	138°38′33.9219″
3	35°34′50.3103″	138°38′34.1711″
4	35°34′50.1746″	138°38′34.1890″
5	35°34′48.7041″	138°38′33.9337″
6	35°34′47.5404″	138°38′34.5406″
7	35°34′47.1457″	138°38′34.6459″
8	35°34′45.9658″	138°38′34.6194″
9	35°34′45.0199″	138°38′35.0027″
10	35°34′44.9355″	138°38′35.0402″
11	35°34′43.9588″	138°38′35.2663″
12	35°34′43.8802″	138°38′35.2663″
13	35°34′43.7607″	138°38′35.0906″
14	35°34′43.1507″	138°38′35.1572″
15	35°34′42.6903″	138°38′35.8954″
16	35°34′41.7215″	138°38′36.7957″
17	35°34′42.0735″	138°38′33.8388″
18	35°34′50.3559″	138°38′32.9641″

○国土交通省告示第五百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上杉川第二支渓

二　砂防法第二条の土地の表示

大阪府豊能郡能勢町上杉の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′45.6649″	135°23′26.2934″
2	34°56′44.4575″	135°23′25.0018″
3	34°56′45.4561″	135°23′22.8911″
4	34°56′46.1136″	135°23′22.6828″
5	34°56′46.8460″	134°23′25.1144″
6	34°56′46.0977″	135°23′26.2740″

○国土交通省告示第五百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山野里川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県赤穂郡上郡町山野里字有明山　二七五四番四　一号から四十五号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高山大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県赤穂郡上郡町高山字大谷　一三一〇番二二　一号から七号まで及び八号から十二号まで

一三一〇番一八　一号から十三号から十八号まで及び一九号、二十号及び三十三号から三十九号、十九号、二十号及び三十三号から三十九号まで

一三一〇番一九　一号から二十一号から二十三号まで

一三一〇番一六　一号から二十三号まで

一三一〇番三　一号から二十四号から二十六号まで

一三一〇番三　一号から二十七号から三十二号まで

一三一〇番二　一号から三十六号

一三一〇番一　一号から四十三十七号から四十五号まで

一三一〇番二二　一号から四十五号及び五十四号

地先水路敷　一号から四十一号及び四十二号

二九二番一五　一号から四十一号及び四十二号

地先水路敷　一号から四十三号及び四十四号

二九二番一七　一号から四十三号及び四十四号

二九二番一八　一号から四十五号及び四十六号

二九二番一六　一号から四十七号から四十九号まで

二九二番一四　一号から五十号及び五十一号

二九二番九　一号から五十二号及び五十三号

地先水路敷

字別所原上ノタン

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小坂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市但東町小坂字直見峠　一二番五八及び一二番七六から一二番七八まで　一六番二一　四九二番二　四九四番二及び四九四番三　四九九番二及び四九九番三　五〇〇番二及び五〇〇番四　五〇一番二　五〇二番　五〇五番　五〇五番二から五〇五番五まで　五〇六番　五〇六番二　五〇八番二から五〇八番四まで　五一〇番一及び五一〇番四　五一五番三　五一六番二　五一七番四　五二七番　五二八番　五二九番二　五四一番二　五四二番及び五四三番　一一番五〇、一一番五一、一一番五四及び一一番五六

字寿子峠　五四四番　五四四番二　五四五番二から五四五番四まで　五四六番一及び五四六番二　五四七番　五四七番二　五五〇番五　五九四番二　五九五番　五九六番二　六〇〇番二　六〇一番二及び六〇一番三　六〇二番一及び六〇二番二　六〇三番二　六〇四番三　六〇五番一及び六〇五番二　六〇六番三　六〇七番二

字茗荷谷　五一六番二　五一七番四　五二七番　五二八番　五二九番二　五四一番二　五四二番及び五四三番

字堂ノ上

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一七番一五

兵庫県豊岡市但東町小坂字杉谷　六二一番一　一号及び二号　一〇番二〇　三号　六二四番　四号